日期日(期間) 時時間 所会場・場所 対対象 人定員 内内容 講講師 持持ち物 ¥費用 締締め切り 申申込方法(申込先) 問問い合わせ先 ✉電子メールアドレス HPホームページアドレス

あらかわ情報の森

費用の記載がない事業は無料です。原則、全○回は全日程の参加が必要です

①事業・イベント名
②〒住所※
③氏名(ふりがな)
④電話番号
⑤以降にその他の必要事項(各記事に明示)

はがき・ファクス・電子メール等の記入事項

- 往復はがきは、返信面に住所・氏名を記入
- 電子メールは、件名に事業・イベント名を入力
- 指定がない限り、申し込みは１人（１組）１枚
- 宛先は、各記事の申し込み先へ

※区内在勤・在学の方は、②で勤務先（住所）・学校名を記入してください

お知らせ

荒川山吹・東尾久本町通りふれあい館が休館

日令和９年２月11日㈷
内設備点検等
問▶荒川山吹ふれあい館
☎（３８０５）２８６０
▶東尾久本町通りふれあい館
☎（３８９３）８００１

歳末たすけあい運動 見舞品配布の終了

歳末たすけあい運動で配布していたひとり暮らしの高齢者と在宅障がい児への見舞品を終了します。今後の募金は、生活困窮世帯への支援や地域の福祉課題解決のための活動拠点づくり等に活用します。
問荒川区社会福祉協議会
☎（３８０２）２７９４

暮らし

司法書士・弁護士による終活相談

◆司法書士による終活相談
日12月１日㈫・16日㈬ 時午後２時～４時 人各２人
◆弁護士による終活相談
日12月11日㈮ 時午後１時～５時 人４人

※申込順
所荒川区社会福祉協議会 締各開催日の前日
申電話・ファクス・電子メールで、**４面上段**を参照し①～④の記入事項を、あんしんサポートあらかわ（荒川区社会福祉協議会内）
☎（３８０２）３３９６
FAX（３８９１）５２９０
✉koukensoudan@arakawa-shakyo.or.jp

司法書士による相続・遺言・空き家問題無料相談会

日12月４日㈮ 時午後６時30分～８時30分 所サンパール荒川４階第２集会室 締12月３日㈭
申電話で、東京司法書士会北・荒川支部・本間
☎０９０（８１７５）１１７５
※㈯・㈰・㈷等を除く、午前10時～午後５時

不燃化特区住まいの相談会

日12月12日㈯ 時▶午前９時30分～午後０時30分 ▶午後２時～５時 所区役所北庁舎１階101会議室
対不燃化特区内に老朽建築物・土地を所有している方 人各９組（申込順）
申電話で、住まい街づくり課防災街づくり係☎（３８０２）４３１９

ペット飼養相談

日・時▶12月18日㈮、令和９年２月３日㈫午前10時～11時20分
▶令和９年１月13日㈫午後１時30分～２時50分 ※１組30分 所がん予防・健康づくりセンター２階問診室 対区内在住・在勤・在学で、ペットを飼養している方・家族等
人各３組（申込順） 内しつけ、高齢ペットとの暮らし方等
※ペットの同伴・専門的な獣医療の相談は不可
申来所・電話で、区役所北庁舎１階生活衛生課管理係
☎（３８０２）４２１６

仕事・人材募集

マンスリー就職面接会

日12月８日㈫ 時午後１時30分～４時 所日暮里サニーホール 対就職活動中の方 ※参加企業等の詳細は、２週間程度前にハローワーク足立ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/adachi.html）に掲載 持履歴書・職務経歴書等
問ハローワーク足立事業所第一部門
☎（３８７０）８８９７

にこにこサポート協力会員を募集

日常生活に困っている方に、家事や付き添い等の介助・見守りを行う協力会員を募集します。
報酬750～950円（１時間）
※活動内容・時間帯により変動
◆説明会
日12月15日㈫ 時午後１時30分～３時 所荒川区社会福祉協議会３階会議室 人５人（申込順） 締12月14日㈪
申電話で、荒川区社会福祉協議会にこにこサポート
☎（３８９１）５１８０

若者向け就労支援セミナー

日12月18日㈮ 時午後２時～４時 所ムーブ町屋４階会議室 対15～39歳の方 人10人（申込順）
内ＩＣＴリテラシーと活用、生成ＡＩの基礎
申11月24日㈫～12月17日㈭に電話・荒川区ホームページで、町屋おしごとテラス☎（３８００）６１８８
※㈷等を除く、㈫～㈮午前10時～午後５時

高齢者

荒川老人福祉センターの催し

◆チェア・ズンバ
日12月17日㈭ 時午後３時～４時 人20人（抽選） 内立っても座ってもできるダンスエクササイズ
申11月21日㈯～12月８日㈫に来所・電話で、荒川老人福祉センター
◆リズムアップ体操
日12月18日㈮ 時午後１時～２時30分 人35人（申込順） 内転倒予防・体幹トレーニング 持タオル
申来所・電話・電子メールで、**４面上段**を参照し①～④の記入事項と⑤年齢を、荒川老人福祉センター

所荒川老人福祉センター４階会議室
対区内在住で、60歳以上の方
問荒川老人福祉センター
☎（３８０２）１６６６
✉ara-online@foryou.or.jp

介護

介護保険の更新申請を

対介護保険被保険者証の認定の有効期間が12月31日㈭で、サービスの継続を希望する方
申10月末に送付した申請書を持参・郵送で、できるだけ11月中に〒116-8501（住所不要）荒川区役所２階介護保険課介護認定係
☎内線２４３３

ルールを守って明るい選挙

政治家の寄附は禁止されています

政治家が選挙区内の人や団体に寄附をすること、第三者が政治家名義で寄附をすること、有権者が政治家に寄附を求めることは、いずれも罰則をもって禁止されています。

区民の皆さんも「贈らない・求めない・受け取らない」の「三ない運動」を徹底しましょう。



◀明るい選挙のイメージキャラクター・選挙のめいすいくん

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎内線３４１１

禁止されている主な寄附

- ▶お歳暮やお中元
- ▶地域の催しや祭りへの寄附や差し入れ
- ▶本人が出席しない場合の結婚祝い・香典
- ▶葬式の花輪・供花
- ▶落成式・開店祝いの花輪
- ▶病気見舞い

政治家への案内状には会費の明示を

クリスマス会や忘年会・新年会等、実費や会費が必要な行事における政治家への案内状には、会費を必ず明示してください。

会費の明示がない場合、政治家に会費等を求めることや政治家が金銭を支払うことは、罰則をもって禁止されています。

年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人や団体に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・寒中見舞状等のあいさつ状（電報等を含む）を出すことが禁止されています。

選挙時には特にご注意を

▶買収や利害誘導禁止
特定の候補者の当選・落選を目的に、金品を渡す、食事や酒を振る舞う等の「買収」「利害誘導」は、約束だけでも罪となり、受け取った有権者も罰則の対象となります。

▶寄附可能な金額について
選挙運動期間中、有権者個人から同一の候補者に対しては金銭や物品で年間150万円までの範囲内で寄附できます。
ただし、企業・労働組合等の団体からの寄附は禁止です。

▶飲食物の提供の禁止
政治家と有権者は、選挙運動での飲食物の提供は禁止です。
ただし、お茶や、通常出される程度のお茶菓子であれば、例外として提供が認められます。